

2. 健康診断結果に基づく健康管理

船員が乗船するには、指定医師の診察を受け、船員手帳に合格判定を受ける必要がありますが、新制度では、医師の診断結果を記載した書面の船舶所有者への提出も必要となります。船舶所有者は健康検査の結果において、異常の所見があると診断された船員の健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴取し、必要な就業上の措置（労働時間の短縮、乗船期間の短縮等）を講じなければなりません。本制度はすべての内航船の所有者が対象です。

3. 過重労働対策

常時 50 人以上の船員を使用する船舶所有者は船員の労働時間を算定し、長時間労働に該当する船員に通知をすることが求められます^(注)。通知を受けた船員は、産業医等との面接指導の要否を自身で判断し、船舶所有者へ申し出ます。面接指導後、船舶所有者は医師から意見を聴取し、必要な就業上の措置等を実施します。

4. メンタルヘルス対策

常時 50 人以上の船員を使用する船舶所有者は 1 年に 1 回の医師・保健師等による、船員に対するストレスチェックが義務付けられます^(注)。船舶所有者は受検者の同意を得た上でストレスチェックの結果を実施者（医師・保健師等）から受領し、受検者に通知します。受検者から面接の申出を受けたら医師による面接指導を実施のうえ、医師から意見聴取をおこない、就業上の措置を取ることにより、船員のメンタルヘルスの不調を未然に防止します。

5. おわりに

当社では内航海運業界における産業医制度や健康経営に関する各種セミナーを開催しています。今般の法改正をきっかけとした就業規則の見直しや社内教育をご検討の場合は、当社営業担当へご照会ください。

注：常時 50 人以上の船員を使用する船舶所有者以外の場合は努力義務になります。

<参考文献一覧>

国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html

以上